

秋田市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉法 人豊生会	ふれ愛の里 訪問リハビ リテーション	秋田市豊岩小山 字中山216番地 27	令和4年4月1日	訪問リハビ リテーション、介護予 防訪問リハ ビリテーシ ョン
社会福祉法 人いずみ会	リンデンバ ウム訪問看 護ステーシ ョン	秋田市泉菅野二 丁目17番11号	令和4年4月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護